

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇告示 災害救助法の適用地域

## 告示

◇鳥取県告示第五百十三号

災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二条の規定に基づき、次の地域に災害救助法を適用した。

昭和三十四年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

災害救助法を適用する地域

鳥取市  
東郷町  
岩美町

羽合町  
福部村  
青谷町